

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年3月9日
近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、近畿地方整備局管内で発生した公衆災害や労働災害の工事関係事故等について、発生状況に応じ適切な情報を収集し、事故発生要因等の調査分析を行うとともに、事故再発防止策の検討や企業の評価（安全対策）に資する資料を作成するものである。

当該業務は、現地の状況を踏まえた事故要因の調査、分析、事故再発防止策の検討を行うことから、直轄工事の発注・監督システムに関する専門的な知識と豊富な経験を有しているとともに、工事安全管理関係法令を熟知したうえでの高度な事故要因調査分析を行った実績とその能力が必要である。また、業務内容やデータの取扱いには厳格な守秘性とともに、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が必要であることから、これらの要件を備える（社）近畿建設協会（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度工事安全対策調査分析支援業務
- (2) 業務内容 近畿地方整備局管内で発生した公衆災害や、労働災害の工事関係事故等の発生要因等の調査分析及び工事事故資料の作成
- (3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、近畿地方整備局管内で発生した公衆災害や労働災害の工事関係事故等について、発生状況に応じ適切な情報を収集し、事故発生要因等の調査分析を行うとともに、事故再発防止策の検討や企業の評価（安全対策）に資する資料の作成を業務目的とする。

4. 応募要件

基本的要件

- ・予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているとともに平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
- ・近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

技術力に関する要件

現地の状況を踏まえて、事故要因の調査・分析、事故再発防止策の検討を行うことから、直轄工事の発注・監督システムに関する専門的な知識と豊富な経験を有しているとともに工事安全管理関係法令を熟知したうえでの高度な事故要因調査分析を行った実績とその能力があること。

中立性・公平性に関する要件

事故発生要因等の調査分析にあたっては、企業の安全体制のチェック等も必要となることから、業務内容やデータの取扱いには特定の企業と関係しない中立・公平な立場が求められるとともに厳格な守秘性が求められる。

守秘性に関する要件

- ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ・守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的に実施していること。

業務執行体制に関する要件

- ・常時、事故要因の調査・分析を実施する担当技術者とその体制を確保していること。
- ・本業務を独立した執務室で実施できるとともに執務室のセキュリティーが確立されていること。

業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し港湾空港部を除く）または近畿地方整備局事務所が発注した直轄工事事故の要因分析・事故発生防止策の検討業務
- ・類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した工事事故の要因分析・事故発生防止策の検討業務

その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

工事事故等の発生時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理、指導の職にあった者で、技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において管理、指導の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。
- オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館8階
国土交通省近畿地方整備局 企画部 技術調査課 労働資材係

TEL : 06-6942-1141 (代) FAX : 06-6941-1812

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年3月9日(金)から平成19年3月19日(月)まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで)

(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年3月19日(月)16時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限: 平成19年3月30日(金)16時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上